

特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示の改正について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示（平成19年新潟市告示第381号）を次のように改正する。

令和5年3月1日

新潟市長 中原 八一

- 2 中間検査を行う期間を次のように改める。
令和5年4月1日から令和9年3月31日まで。
- 5 中間検査を行う建築物の適用除外（3）を次のように改める。
（3） 法第85条第6項の規定による許可を受けた仮設建築物

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。